

税務（事後）調査始まる

札幌中部民商

納税者の権利を学びあい 不当調査をやめさせよう

税務署の人事異動（7月）も終わり、8月に入って、札幌市内でも税務署が動き始めました。今年も、税務署の徴税攻勢が強まる中、調査件数が増える事が予想されます。支部・班で税務調査対策学習会を開きましょう。

仕事がない時に税務調査なんて

1日（水）、第1支部のAさん（建設業）から「今日税務署が来て調査したいと言って行った」との連絡が入りました。

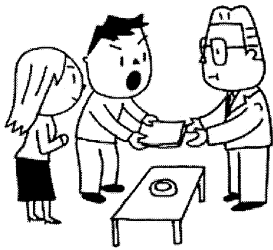


Aさんは「最近仕事が少ないのでどうしようか考えていた矢先に税務署とは」と怒りを見せています。支部では、役員と調査に入られたAさんを中心に、税務（事後）調査対策学習交流会を開き、調査の流れや税務署の動きについて学び合う予定です。

通常の調査は任意調査です

通常の税務（事後）調査は任意調査であり、納税者の都合に合わせて行うのが原則です。調査の時には、調査理由（なぜ私の所に調査に来たのか、等）を聞く事や、信頼できる立会人に同席してもらうなど、「納税者の権利」を主張することが重要です。昨年改悪された国税通則法では、調査時の事前通知が義務付けられました。10項目すべてを通知しなければ違法となります（別枠を参照）。納税者側もきちんと確認しましょう。

※裏面に「税務調査10の心得」を掲載しましたので、ぜひご覧下さい。



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com

共済会：レクリエーション

日程：9月2日（日）午前8時30分集合
場所：旭川・旭山動物園他
（昼食はバイキング）
定員：50人
持ち物：参加費（お金）・その他
費用：共済加入者2,000円
（未加入者3,000円）

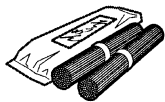


※参加される方は8月24日（金）までに連絡を（定員になり次第締め切りますので、早めに申し込みを）
※車内での飲酒は禁止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします

小豆島手延パソーメン 好評発売中！

まだまだ暑い日が続いています。そんな時ソーメンはいかがですか。「お店のチャームに出したい」「取引先へのお中元に使おうかしら」とたいへん喜ばれています
※売上の一部は青年部の全国交流会参加費用に充てられますのでご協力を。

小：1500円



☆注文は民商事務所まで☆

◆事前通知の10項目◆

- ①調査を開始する日時
- ②調査を行う場所
- ③調査の目的
- ④調査対象の税目
- ⑤調査対象の期間
- ⑥調査対象の帳簿書類
- ⑦調査対象者の氏名住所
- ⑧調査担当職員の氏名、所属官署
- ⑨①・②については、変更可能なこと
- ⑩違法行為が疑われる場合は、事前通知の適用がないこと

仲間ふやしの運動で「民商の活動を知らせない」と相談も入会もない」と民商チラシや紹介リーフの配布行動に役員・事務局が取り組んでいます。成田婦人部副部長は毎週の商工新聞郵送作業で事務所に来た時に、チラシ・リーフを持ち帰り、お店のあるビルや近隣にチラシを配布しています。森事務局員（ススキ支部担当）も、会費集金と合わせて、会費のないビルを中心に配布しています。狸小路商店街150件にDMも発送しています。「すべての業者に民商との出会いを」運動を進めましょう。

すべての業者に民商との出会いを
民商紹介リーフ配布行動

会費の納入について

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。会費納入にご協力をお願いします（事務所に届けて頂けると助かります）。

東日本大震災 募金振込先

北洋銀行東屯田支店（普）0591021
札幌中部民主商工会 特別会計
会長 横江泰介

*震災発生から1年以上が過ぎました。復興・復旧にはまだまだ時間がかかります。引き続き皆さんのご協力をお願いします